2　国から新関西国際空港株式会社に出資した固定資産のうち、平成二五年度において固定資産税を課されるべきものについては、平成二五年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する特例措置を講ずることとした。（附則第一七条関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第一八号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例等（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条～第一一条及び第一二条の三関係）

㈠　平成二四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一兆九、七〇〇億円、平成二四年度における法定加算額九、二五一億八、五〇〇万円及び臨時財政対策のための特例加算額三兆八、三六一億七五〇万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額一、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額二、四二八億円及び平成二〇年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二四年度から平成三八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八二七億三、六五〇万円を控除した額とすることとした。

㈡　平成二五年度から平成三九年度までの各年度における地方交付税の総額について、六四四億円を加算することとした。

㈢　財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設けることとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条の二、第六条の三及び別表関係）

㈠　平成二四年度から平成二六年度までの間における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けることとした。

㈡　少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、児童虐待防止、自殺予防等に要する経費の財源を措置することとした。

㈢　特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置することとした。

㈣　住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置することとした。

㈤　環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置することとした。

㈥　平成二三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を設けることとした。

㈦　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

㈧　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の三関係）

平成二四年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一四条関係）

㈠　震災復興特別交付税に充てるため、平成二四年度分の地方交付税の総額に五、四九〇億二、九七八万九、〇〇〇円を加算することとした。

㈡　平成二四年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈢　平成二四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈣　震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けることとした。

㈤　平成二四年度及び平成二五年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けることとした。

二

1　電磁的記録による当せん金付証票の作成を可能とすることとした。（第四条関係）

2　当せん金付証票の当せん金の最高金額に係る倍率制限を緩和することとした。（第五条関係）

3　当せん金付証票を発売する地方公共団体が自ら当せん金付証票の発売等の事務を行うことができることとした。（第六条関係）

三

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係

1　児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止（第一条及び第二条関係）

児童手当及び子ども手当特例交付金を廃止することとした。

2　市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるための減収補塡特例交付金の廃止（第一条及び第二条関係）

市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるための減収補塡特例交付金を廃止することとした。

四　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正関係

地方税等の減免による財政収入の不足及び災害対策に係る経費の地方負担についての地方債の発行に関する特例規定を削除することとした。（第八条関係）

五　東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正関係

平成二三年度の震災復興特別交付税額について、そのうち一、三六五億円を、同年度内に交付しないで、平成二四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。（第四条関係）

六　この法律は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第一九号）（財務省）

1　個別品目の関税率の改正

しょうが等の関税率の撤廃を行うこととした。（関税定率法別表関係）

2　暫定関税率等の適用期限の延長

平成二四年三月三一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長することとした。（関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係）

3　貿易円滑化のための税関手続の改善

輸出申告及び輸入申告に際して税関に提出しなければならないこととしている仕入書について、税関長が輸出又は輸入の許可の判断のために必要な場合等に提出を求めることとするとともに、一般輸入貨物を業として輸入する者及び一般輸出貨物を業として輸出する者について、電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととした。（関税法第六八条及び第九四条関係）